

2018年 法改正 労働者災害補償保険法

(平成30年4月1日施行)

家事支援従事者に係る特別加入制度の新設

[法改正の背景]…厚生労働省のパンフレットより

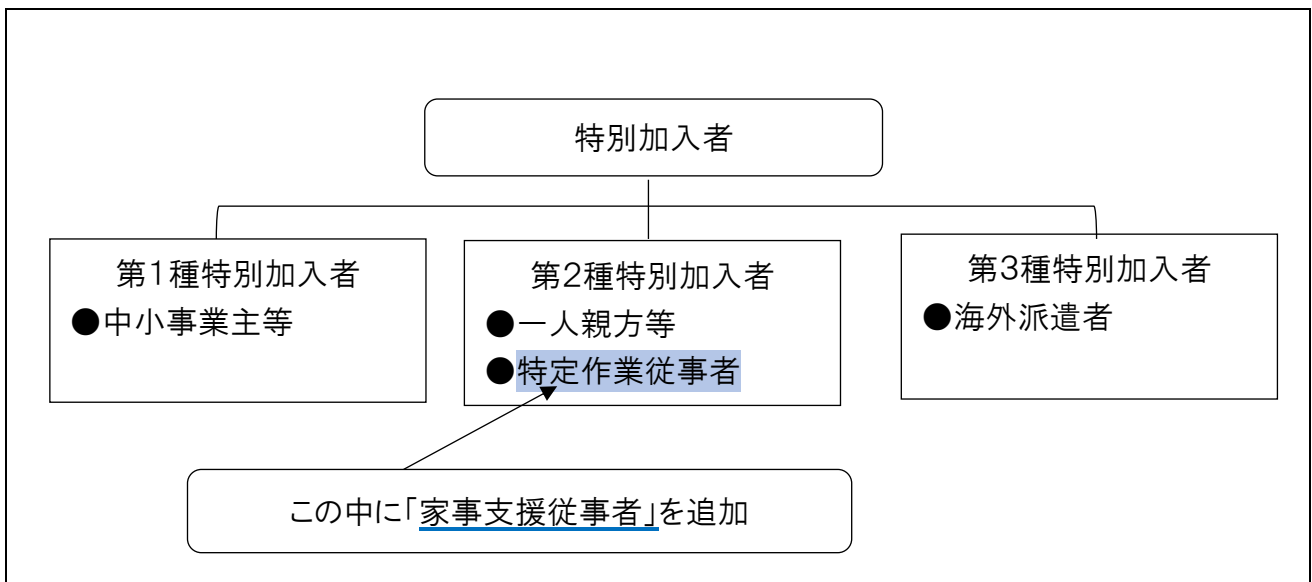
● 家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者(「家事支援従事者」)については、家事使用人として労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象とならない。

(家事支援従事者のうち、介護関係業務に従事するものについては、平成13年より特別加入制度(特定作業従事者)の加入対象。)

- 家事支援従事者は介護作業従事者と同様の就労形態である。
- 政府として、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で、家事、育児等の支援サービスの需要が増大するものと考えられるため、家事支援従事者の就労条件を整備する必要がある。



平成30年4月1日より、家事支援従事者を特別加入制度(特定作業従事者)の加入対象に改正



(改正前)法46条の18

厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

[改正後]

法改正により追加

厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為